

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第23-2 小委員会
事務局	一般社団法人 電気設備学会

<規格情報>

規格番号（発行年）	JIS C 8461-22 (XXXX)
対応国際規格番号（版）	IEC 61386-22 : 2002
規格タイトル	電線管システム—第22部：プライアブル電線管システムの個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属製電線管類 金属製の可とう電線管,</li> <li>・金属製電線管類附属品 金属製のカップリング, 金属製のノーマルベンド, 金属製のエルボー, 金属製のティ, 金属製のクロス, 金属製のキャップ, 金属製のコネクター, 金属製のブッシング, その他の電線管類又は可撓電線管の金属製の附属品</li> <li>・合成樹脂製等の電線管類 合成樹脂製可とう電線管,</li> <li>・合成樹脂製等の電線管類附属品 合成樹脂製等のカップリング, 合成樹脂製等のノーマルベンド, 合成樹脂製等のエルボー, 合成樹脂製等のコネクター, 合成樹脂製等のブッシング, 合成樹脂製等のキャップ, その他の電線管類又は可撓電線管の合成樹脂製等の附属品</li> </ul>
廃止する基準及び有効期間	旧版である J61386-21 (H20) 及び併読規格の J61386-1(H20) は3年間の猶予期間を設けて廃止する。

<審議中に問題となったこと>

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

<主な国際規格との差異の概要とその理由>

項目番号	概 要	理 由
3.5	金属製の電線管及び／又は電線管附属品 (metallic conduit and/or conduit fitting) 主要構造部分の材料が金属で構成した電線管及び／又は電線管附属品 (下線部追加)	金属製可とう電線管が複合材料製電線管と間違われるため追記した。電気的特性試験項目が金属製電線管と同じとなる
7.1.2	製造業者又は責任ある販売業者は、電線管システムの互換性について明示する責任を負う。 (下線部追加)	輸入商品の場合、電気用品安全法では輸入事業者が最終責任を負う事から責任ある販売事業者を追加した。
7.1.3	製造業者又は責任ある販売業者は、箇条6に従った分類及び適切で安全な輸送、保管、設置及び使用に必要な全ての情報を、自身の印刷物に記載する。 (下線部追加)	輸入商品の場合、電気用品安全法では輸入事業者が最終責任を負う事から責任ある販売事業者を追加した。
7.1.101	電線管には、長さ方向に沿って約1m(長くても3.0m)ごとの定位置に、 <u>7.1.a), b)</u> 及び <u>7.1.2</u> の表示をする。また、電線管ごとに少なくとも1か所の表示を施す。 (下線部変更・追加)	表示内容が曖昧のため表示項目を明確にした。
7.1.102	電線管附属品には、可能な限り、製品上に、 <u>7.1.a), b)</u> 及び <u>7.1.2</u> の表示をする。ただし、製品上に表示できない場合は、その製品に添付するラベル又はその製品を包装する包み紙又は最小こん(梱)包単位に表示する。 (下線部追加)	表示内容が曖昧のため表示項目を明確にした。
8.1	ねじは、メートル電線管はJIS C 8463による。 <u>それ以外の電線管はJIS C 8305の附属書による。</u> (取消線部削除)	JIS C 8305は適用範囲外のため削除了。
8.1	金属製の電線管の外径は、JIS C 8463又はJIS C 8309による。 (下線部追加)	金属製可とう電線管が金属製電線管と明示したため、該当JISを追加した。
8.2	ねじ付き電線管及びねじ付き電線管の附属品(管端電線管附属品を除く。)は、表101による。ねじなし電線管の附属品は、引張強度を明示する電線管システムの一部である附属品及び管端電線管附属品を除いて、表102による。電線管システムとしての最小内径は、製造業者又は代表する販売業者が示す。 (下線部変更・追加)	終端電線管附属品は用語の定義されていないため、定義されている管端電線管附属品とした。 (意味は同じ) 圧入式挿入が勾配タイプの管端電線管附属品(ブッシング等)があり、挿入長さが測定できないことから寸法を除外した。
表102	金属製可とう電線管及びビニル被覆金属製可とう電線管の寸法を追加した。	日本国内で流通しているプライアル電線管商品を追加した。

## <主な改正点>

主な改正点は、次のとおりである。

### a) 序文

JIS C 8461-1 : 2005 が改正され、JIS C 8461-1:2012 に変更した。

### b) 引用規格（箇条2）

JIS C 8405:鋼製電線管が引用されていないので、削除した。

今後、対応 JIS の改正が予定されているため、年号を削除し最新版を適用することにした。

### c) 用語及び定義（3.5）

金属製の電線管及び／又は電線管附属品（metallic conduit and/or conduit fitting）

主要構造部分の材料が金属で構成した電線管及び／又は電線管附属品

金属製可とう電線管が複合材料製電線管と間違われるため、主要構造部分の材料を追加し金属製電線管であることを明示した。

### d) 表示及び説明書（箇条7）

輸入商品の場合、電気用品安全法では輸入事業者が最終責任を負う事から責任ある販売事業者も追加した。

### e) 表示及び説明書（7.1.101, 7.1.102）

表示項目の明確化のため、製品表示内容を明確化した。

### f) 寸法（箇条8）

JIS C 8305 は適用範囲に入っていないため、削除した。

### g) 寸法（8.1）

用語を第1部の用語及び定義の言葉に合わせた。

### h) 寸法（8.2）

終端電線管附属品は用語の定義されていないため、定義されている管端電線管附属品とした。

（意味は同じ）

圧入式挿入が勾配タイプの管端電線管附属品（ブッシング等）があり、挿入長さが測定できないことから寸法を除外した。

### i) 寸法（表101）

厚鋼電線管及び薄鋼電線管は本規格の適用範囲外であるため削除した。

### j) 寸法（表102）

金属製可とう電線管及びビニル被覆金属製可とう電線管の寸法を追加した。

### k) 図103

管端電線管附属品の試験図を追加した。（管端電線管部品がブッシングであることを明記した）

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

<技術基準省令への整合性>規格番号 : JIS C8461-22 (XXXX) 規格名 : 電線管システム 第22部 : プライアブル電線管システムの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当  □非該当	箇条4  4.1	4 一般要求事項  4.1 電線管及び電線管附属品は、通常の使用状態で信頼性の高い性能があり、使用者及び周囲に危険がないよう構成され、組立てなければならない。	第1部に記載
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するためには、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当  □非該当	箇条4  箇条4.3  箇条9	4 一般要求事項  4.3 電線管及び電線管附属品は、輸送、保管、推奨する施工中及び使用中に発生する可能性があるストレスに耐えなければならない。  9 構造  構造に関する規定全般。	第1部に記載
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当  □非該当	箇条11  11.1.3	11 電気的特性  11.1.3 金属製又は複合材料製の電線管システムの導電性部分は、地絡事故及び短絡事故のとき電気が流れるように効果的な接地ができなければならない。	第1部に記載
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当  □非該当	箇条7  7.1.3	7 表示及び説明書  7.1.3 製造業者又は責任ある販売業者は、箇条6に従った分類及び適切で安全な輸送、保管、設置及び使用に必要な全ての情報を、自身の印刷物に記載する。	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 4.3 箇条 9 9.2 箇条 10 箇条 11 箇条 12 箇条 13 箇条 14	4 一般要求事項 4.3 電線管及び電線管附属品は、輸送、保管、推奨する施工中及び使用中に発生する可能性があるストレスに耐えなければならない。 9 構造 9.2 ねじによる固定手段は、施工及び通常の使用中に発生する機械的ストレスに耐えられるよう設計する。 10 機械的特性 10.1 機械的強度 11 電気的特性 11.1 電気的要求事項 11.2 ボンディング試験 12 温度特性 13 火災の危険 13.1.3 火災の延焼 14 外的影響 14.1.2 保護等級－固形物の侵入 14.1.3 保護等級－水の侵入 14.2 耐食性	第1部に記載 第22部記載

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条1  注記1  箇条7 7.13  箇条14	<p>1 適用範囲 この規格は、交流 1 000 V 及び／又は直流 1 500 V 以下の電気設備又は通信設備内の絶縁電線及び／又はケーブルを保護し、管理するための電線管及び電線管附属品を含む電線管システムの要求事項及び試験の共通的・一般的事項について規定する。</p> <p>注記1 電線管システムには、危険性のある雰囲気中の使用にも適するものがある。この場合、このような状態において施設する機器に要求される特別の要求事項に注意する。</p> <p>7 表示及び説明書 7.13 製造業者又は責任ある販売業者は、箇条 6 に従った分類及び適切で安全な輸送、保管、設置及び使用に必要な全ての情報を、自身の印刷物に記載する。</p> <p>14 外的影響 製造業者の取扱説明書に従って組み立てた電線管システムは、IP30 の最低要求事項及び製造業者が公表する分類の外的影響に対して十分な耐性をもつていなければならない。</p>	第1部に記載

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.1 箇条 11 11.1.4	12 溫度特性 12.1 非金属製及び複合材料製の電線管は、十分な耐熱性をもたなければならぬ。 11 電気的特性 11.1.4 非金属製又は複合材料製の電線管システムであると表示している場合、これらのシステムは、適切な電気的絶縁耐力及び絶縁抵抗をもつていなければならない。	第1部に記載
第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線管システムは充電部への接触を防ぐ商品であり、電線管システムには充電部がない。
第七条 第2項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線管システムは充電部への接触を防ぐ商品であり、電線管システムには充電部がない。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.1.4	11 電気的特性 11.1.4 非金属製又は複合材料製の電線管システムであると表示している場合、これらのシステムは、適切な電気的絶縁耐力及び絶縁抵抗をもっていなければならない。	第1部に記載
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 13 13.1.3 13.1.3.1	13 火災の危険 13.1.3 火災の延焼 非延焼性の電線管システムは、延焼に対して十分な耐性をもっていなければならない。 13.1.3.1 非金属製及び複合材料製の電線管附属品の適否は、JIS C 60695-2-11:2004 に規定するグローブイヤ試験を用いて判定する。	第1部に記載
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線管システムは電線及び充電部を保護する製品で、製品に電気を流さないため、温度上昇しないので、火傷の危険はない。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 9.1	9. 構造 9.1 電線管システム内には、絶縁電線若しくはケーブルを損傷させるような、又は施工者若しくは使用者に危害を及ぼすような鋭いエッジ、ばり又は表面の突起があつてはならない。	第1部に記載
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起り得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.1 10.1.1 10.1.2	10 機械的特性 10.1 機械的強度 10.1.1 電線管システムは、適切な機械的強度をもつていなければならない。 10.1.2 電線管は、その分類に従って、製造業者の取扱説明書に従った施工中又は施工後に、曲げたり、圧縮したり、またはその製品について公表した衝撃及び温度の分類に従った規定の衝撃若しくは極限温度にさらされたりしたとき、ひび割れが発生してはならない。また、絶縁電線若しくはケーブルの引込みが困難となるか、または布設した絶縁電線若しくはケーブルが引込み中に損傷するような程度の変形があつてはならない。	第1部に記載

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線管システムは、電線を保護するために使用される製品のため、一般的に人体に危害、又は物件に損傷を与えるおそれはない。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線管システムは電線を保護する製品で、製品に電気を流さないため、電磁波の発生源がない。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線管システムは、運転を行わない。
第十五条 条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線管システムは、運転を行わない。
第十五条 条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線管システムは、運転を行わない。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五 条第3項	始動、再始動及び停止による危 害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線管システムは、運転を行わない。
第十六 条	保護協調及び組 合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線管システムは、運転を行わない。
第十七 条	電磁的妨害に対 する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線管システムは電線を保護する製品で、製品に電気を流さないため、電磁波の発生源がない。
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線管システムは電線を保護する製品で、製品に電気を流さないため、電磁波の発生源がない。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.6	7 表示及び説明書 7.6 表示は耐久性があり、はつきり読み取れなければならない。 適否は、目視によるとともに、水に浸した布を用いて15秒間、更に石油スピリットに浸した布を用いて15秒間その表示部を手でこすって判定する。 試験後、表示が読み取れなければならない。	第1部に記載
第二十条 第1項	表示（長期使用 製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線管システムは、長期使用製品安全表示制度の対象外。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条 条第2項	表示（長期使用 製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線管システムは、長期使用製品安全表示制度の対象外。
第二十条 条第3項	表示（長期使用 製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			同上

## 電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条 条第4項	表示（長期使用 製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当			電線管システムは、長期使用製品安全表示制度の対象外。